

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 河川砂防課

法令名	砂防法		法令番号	明治30年法律第29号		
手続名	原因行為者への工事施行命令		根拠条項	第8条		
処分基準	1. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達）の記の六の2（1）による。					
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 河川砂防課	交付機関 河川砂防課	目次No.	32